

紹介コーナー

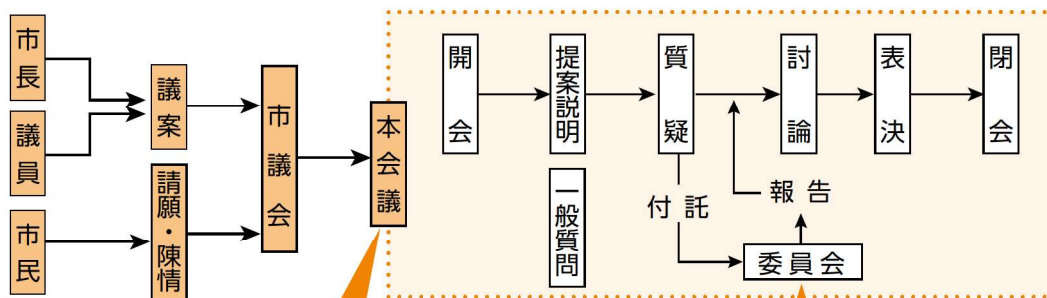
市議会は、市長の提案した予算や条例等について審議し、決定していきます。
市長は、この決定に従って具体的な市の仕事を進めます。このような働きから、議会を「議決機関」、市長を「執行機関」といいます。
今回は、こうした議会運営の流れについてご紹介します。



議会運営の流れ

議会では、定期的に招集される「定例会」が年4回(館林市では、3月・6月・9月・12月に)開かれるほか、必要に応じて「臨時会」が開かれます。

通常、議会は市長が招集しますが、議長や議員(議員定数の1/4以上)からの請求に基づいて招集される場合もあります。また、会期(開会から閉会までの期間)は議会で決定し、会期中にはおおむね次の順序で議案や請願などの審議や審査が行われます。



議員全員が議場に集まり、市長や議員から提出された予算案や条例案などに対する審議が行われ、議会の最終意思が決定されます。

また、議案などの審議とは別に、市政全般に対する一般質問も行われており、市政をチェックするための重要な会議となっています。

議案などは本会議で最終意思が決定されますが、幅広く多様な市の仕事について効率的・専門的に審査するため、いくつかの委員会が設けられています。

館林市議会では、現在、総務文教常任委員会、市民福祉常任委員会、経済建設常任委員会の3つの常任委員会が設置されています。

市民と議員がいっしょに守る！寄附などの禁止ルール

議員の選挙区内での寄附などは、公職選挙法で厳しく禁止されています。
寄附禁止のルールをみんなで守りましょう。



◇議員は有権者に寄附を「贈らない」

選挙区内にある者に対して寄附をすることは禁止されています。

議員本人が自ら出席する結婚式での祝儀や葬式での香典を除き、お中元やお歳暮を贈ることは禁止されています。

◇有権者は議員に寄附を「求めない」

議員に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることは禁止されています。

お祭りへの寄附や差し入れ、また地域の運動会・スポーツ大会への飲食物の差し入れも禁止されています。

◇議員から有権者への寄附は「受け取らない」

議員からのお見舞いや差し入れは禁止されています。

病気見舞いや、町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れも禁止されています。

 お歳暮や お年賀	 入学祝・ 卒業祝	 病気見舞い	 本人以外が出席する 結婚祝
 本人以外が出席する 葬式の香典	 葬式の 花輪・供花	 落成式・ 開店祝の花輪	 町内会の催し物への 寸志や飲食物の差し入
 お祭りへの 寄附や差し入	 地域の催し物への 飲食物の差し入	贈らない！ 求めない！ 受け取らない！	